

阿賀野市選挙管理委員会告示第 103 号

令和6年10月27日執行の阿賀野市議会議員一般選挙における選挙運動に従事する者に対し、支給することができる実費弁償及び報酬(選挙運動のために使用する事務員及び専ら公職選挙法(昭和25年法律第100号)第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者に限る。)の最高額並びに選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額は次のとおりである。

令和6年10月20日

阿賀野市選挙管理委員会
委員長 小林 壽 英

- 1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - ア 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - イ 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - ウ 車 賃 陸路旅行(鉄道旅行を除く。)について、路程に応じた実費額
 - エ 宿泊料(食料2食分を含む。) 1夜につき 12,000円
 - オ 弁当料 1食につき1,000円、1日につき3,000円
ただし、選挙運動に従事する者に弁当を提供した場合には、その者に実費弁償として支給できる弁当料は、1日当たりの弁当料の制限額から、すでに提供した弁当の実費相当額を差し引いた額の範囲内である。
 - カ 茶菓子 1日につき500円
- 2 選挙運動に従事する者(選挙運動のために使用する事務員及び専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者に限る。)1人に対して支給することができる報酬の額
 - ア 選挙運動のために使用する事務員 1日につき10,000円
 - イ 専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者 1日につき15,000円
- 3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額
 - ア 基本日額 10,000円
 - イ 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割以内
- 4 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - ア 鉄道賃、船賃及び車賃 第1号ア、イ及びウに掲げる額
 - イ 宿泊料(食料を除く。) 1夜につき10,000円